

## 5 探偵業の業務の適正化に関する法律関係

### 探偵業の届出事項の変更の届出

#### (1) 書類の準備

探偵業変更届出書 (探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第3号)

※ 必要事項を記載する。

- △ 定款
- △ 登記事項証明書
- △ 住民票の写し
- △ 誓約書
- △ 市町村長の証明書
- △ その他

※ △は変更に関するものがあれば添付する。

#### (2) 郵送

探偵業変更届出書の「届出年月日」には、発送日を記載。

簡易書留 又は  レターパックプラス  
で営業所を管轄する警察署へ郵送する。

※ 郵便が管轄警察署に到達すれば、内容を確認し、問題なければ受理となります。  
(不備等があれば、管轄警察署から連絡をします。)